

## 長岡京市立図書館雑誌スポンサー制度実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長岡京市立図書館（以下「図書館」という。）に所蔵しようとする雑誌について事業者が購入費用を負担することにより当該雑誌を広告媒体として利用し当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、長岡京市広告掲載取扱要綱（平成25年7月10日施行。以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館に所蔵しようとする雑誌を広報媒体として民間業者等に提供することにより市の資産を有効に活用し新たな財源を確保することで、図書館利用サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、図書館に所蔵しようとする雑誌について、購入費用等を負担した事業者等が図書館に寄附する雑誌等に広告を掲載したうえ、図書館内雑誌コーナーに配架し図書館利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象者は、次の各号のいずれかに該当するもので、図書館に1年度期間にわたり雑誌を継続して寄附することができるものとする。

- (1) 長岡京市内に事業所を有し、又は事業活動をしている企業、商工業者、医療機関及びNPO法人並びにその組織や団体
- (2) 公社、公団、一般財団法人、一般社団法人又はこれに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、広告要綱第4条の規定に該当する広告を掲載しようとするもの及び雑誌スポンサーの対象として適当でないと市長が認めるものは、雑誌スポンサーの対象とはならない。

(対象雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサーは、長岡京市立図書館選定雑誌リスト（以下「雑誌リスト」という。）から雑誌スポンサーとなる対象雑誌を選定する。

2 雑誌リストに含まれない雑誌を選定しようとするときは、あらかじめ長岡京市立図書館長（以下「館長」という。）と協議しなければならない。この場合において、館長が適当と認めたときは、当該雑誌を選定することができる。

3 同一雑誌に複数の申込みがある場合は、申込みの受付順とする。（雑誌の寄附と所有権等）

第6条 雑誌スポンサーは、前条の規定により選定した雑誌を市長が指定する方法により、図書館に寄附するものとする。ただし、別冊及び増刊号は、寄附の対象としない。

- 2 雑誌スポンサーから寄附を受けた雑誌は、図書館が所有権を有し、本制度によらずに所蔵する他の雑誌と同様に扱うものとする。
- 3 雑誌スポンサーは、年度途中での寄附雑誌の変更はできない。ただし、休刊、廃刊等の事由により、引き続き同雑誌の寄附が困難であるときは、館長と協議のうえ、別の寄附雑誌に振り替えるものとする。
- 4 寄附雑誌の配架場所及び広告掲載場所は、館長が決定する。

(経費の負担及び支払方法)

第7条 雑誌スポンサーは、寄附雑誌の年度間購入に係る経費の全額を負担するものとする。

- 2 雑誌スポンサーが負担する経費は、市長が指定する雑誌納入業者（以下単に「雑誌納入業者」という。）に指定期日までに直接支払うものとし、その他必要な事項については、館長と協議のうえ決定する。
- 3 経費の支払は、毎年度一括前払とする。
- 4 振込手数料等支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 当該雑誌の年間購入費が予定額を上回った場合には、その差額を雑誌スポンサーが雑誌納入業者に直接支払うものとする。ただし、雑誌スポンサーが支払えない正当な理由のある場合は、図書館が負担するものとする。
- 6 当該雑誌の年間購入費が予定額を下回った場合には、その差額を雑誌納入業者が雑誌スポンサーに直接返金するものとする。

(広告の内容)

第8条 広告の内容は、広告要綱、長岡京市広告掲載基準又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に抵触しないものでなければならない。

(広告の規格及び作成)

第9条 広告は、館長が別に定める規格に基づき、雑誌スポンサーが作成する。

(広告の期間)

第10条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中からの申込みは、市長が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から年度内最終発刊号までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーのいずれかの解約の意思表示がない場合は、1年度単位で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 雑誌スポンサーからの年度途中での取下げは、広告要綱第14条の規定に基づき市長に届け出るものとする。ただし、支払済みの雑誌経費等一切については、これを返還しないものとする。

(広告内容の協議)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ館長と協議する。

2 館長は、広告ごとに具体的な広告内容を判断した上で修正、削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに指示することができる。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、館長が指示する広告内容の修正、削除等に従わなければならない。

(雑誌スポンサーの申込み)

第12条 雑誌スポンサーになろうとする者は、雑誌リストの中から寄附する雑誌を選定のうえ、長岡京市立図書館雑誌スポンサー制度寄附申込書兼誓約書(別記様式第1号)に会社概要等業種がわかるもの及び広告の原稿を添付して、市長に提出するものとする。

(広告内容の審査及び雑誌スポンサー制度の決定)

第13条 市長は、前条の申込を受け審査のうえ雑誌スポンサーを決定したときは、長岡京市立図書館雑誌スポンサー制度決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の規定による決定通知を受けた雑誌スポンサーは、速やかに雑誌納入業者に雑誌経費を支払わなければならない。

(広告内容の修正変更)

第14条 雑誌スポンサーは、雑誌書架等に掲示した広告内容を四半期ごとに変更できるものとする。

2 広告の内容を変更しようとするときは、雑誌スポンサーは、あらかじめ広告要綱第12条に定める広告内容変更届(広告要綱別記様式第3号)及び新たに掲示しようとする広告原稿を市長に提出し許可を得なければならない。

(申込内容の変更)

第15条 第12条の申込書又は誓約書の内容に変更のあったときは、雑誌スポンサーは、速やかに市長に届け出るものとする。

(雑誌スポンサーへの措置要求)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、雑誌スポンサーに対し、次に掲げる事項について、措置を求めることができる。

(1) 広告の内容等に係る協議

(2) 掲載後の事情変更等により、広告内容が広告要綱第4条若しくは第8条の規定に抵触し、又はその恐れがあると認めるときにの広告内容の変更

(広告掲載の一時停止)

第17条 市長は、業務上の支障その他特に必要があると認めるときは、掲載中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、寄附された雑誌の返還その他の補償は、これを行わないものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第18条 市長は、広告要綱第13条及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において支払済みの雑誌経費等一切については、これを返還しないものとする。

- (1) 第11条の規定による指示に従わず又は第17条の規定による求めに応じないとき。
- (2) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。
- (3) その他雑誌スポンサーとして適切でないと市長が判断したとき。

(雑誌スポンサー審査会)

第19条 広告内容等の審査を行う為に、長岡京市立図書館雑誌スポンサー制度審査会(以下「審査会」という。)を設置し、事務局を図書館に置く。

- 2 審査会は、広告内容等の適否を審査する。
- 3 審査会は、教育部長、館長及び図書館職員により構成する。
- 4 委員長は、教育部長を充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(その他)

第20条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定める。

附則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年2月5日から施行する。

附則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。